

健診結果データ(40歳から74歳の方)を提供いただくことで 特定保健指導が無料でご利用いただけます。

東京土建国保では、組合員・家族(19歳以上)を対象に東京土建健診を行っており、その結果に応じて、保健師・管理栄養士等による無料の特定保健指導も行っています。
東京土建健診を利用されていなくても、労働安全衛生法に基づく健診結果データを東京土建国保へ提供いただくことで、**特定保健指導を無料**でご利用いただくことができます。

専門職(保健師・管理栄養士)による特定保健指導

国の法令に準じて、専門職による個別面接を実施します。生活習慣病のリスクが高い方へ、初回面接を行い、その後3カ月または6カ月間にわたり、メール・電話・手紙による支援を行います。一人一人の生活習慣をお聞きし、改善に向けた適切なアドバイスを行います。

※詳しくは、東京土建国保ホームページをご覧ください。

労働安全衛生法に基づく健診とは？ データ提供の対象者は？

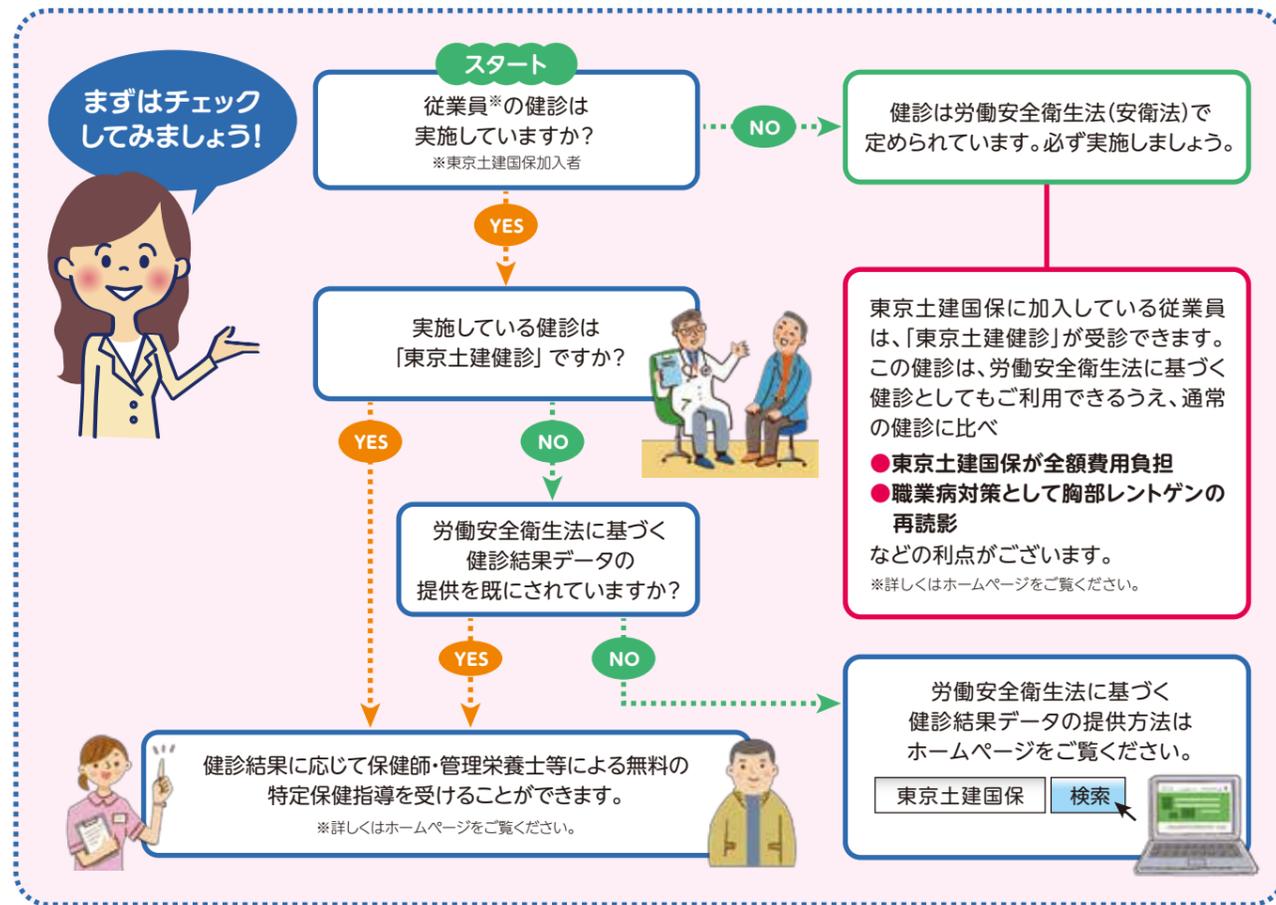
事業所が従業員に行う定期健診のことです。
データを提供していただきたい方は、40歳から74歳の東京土建国保の加入者で、労働安全衛生法に基づく健診を受診された方です。

※東京土建健診を受診された方は対象外となります。

健診結果の提供に 個人情報保護法の問題はないの？

健診結果データを東京土建国保に提供していただく際には、本人から「健康診査結果票提供本人同意書」を提出していただきますので、事業主の皆様が責任を問われることはありません。

※東京土建国保加入者の場合



お問い合わせ先
東京土建国民健康保険組合
〒169-0074 東京都新宿区北新宿1-8-16 電話: 03-5348-2982

東京土建国保 検索

2022年4月



東京土建国民健康保険組合ご加入の経営者の皆さまへ

「健康企業宣言®」を はじめましょう!

健康企業宣言® とは?

事業所全体で社員の健康づくりに取り組むことを宣言することです。一定の成果をあげた場合は「健康優良企業」として認定されます。認定後は、事業所イメージの向上や求人などで「健康優良企業」としてアピールすることができ、その他特典も受けることができます。また、「健康企業宣言®」の取り組みはご加入の東京土建国民健康保険組合及びご所属の支部がサポートします。

※健康企業宣言®は、全国健康保険協会の登録商標です。

特典

※2022年2月時点の情報です。変更になる場合があります。

みずほ健康アシスト

(東京都中小企業制度融資「政策特別」)
みずほ銀行[経営基盤強化]

「健康企業宣言®」にエントリーした事業所に対し、東京都中小企業制度融資「政策特別」を活用した資金調達
の支援や外部専門機関による健康課題解決のサポート
が受けられます。

※ご利用にはみずほ銀行および東京信用保証協会による審査があります。

健康企業応援・ ダイバーシティ推進保証制度

(東京信用保証協会)

「健康企業宣言®」にエントリーした事業所に対し、信用
保証料率の優遇が受けられます。

※ご利用には東京信用保証協会による審査があります。

東京土建国民健康保険組合

「健康企業宣言[®]」から健康優良企業認定までの流れ

STEP① (銀の認定)

STEP1では、健康経営を行うために職場の健康づくりに取り組む環境を整えます。取り組み内容をクリアすると、東京土建国保より健康優良企業として「**銀の認定証**」と「**ロゴマーク**」が付与されます。

1

お申し込み

応募用紙を記入し国保組合へFAXします
※国保組合から、支部へ申込があったことを連絡します



2

職場の状態をチェック

STEP1チェックシートで採点したら支部または国保組合へシートをFAXします



3

初回面談

事業所の担当者と支部・国保組合担当で職場の状態を確認し、改善ポイントや方法、今後のスケジュールを話し合います



※宣言の証は事業所の出入り口や掲示板等に貼り出しましょう

4

職場の健康づくりにチャレンジ!

職場の健康づくりに取り組みます(宣言後6か月以上)

※まずは全員で健診を受診しましょう
※困ったことなどができたときは、支部や国保組合へ相談しましょう

・**中間確認** チャレンジ期間中、支部から状況確認の連絡をさせていただきます
・**最終確認**



5

実施結果レポートを提出

STEP1実施結果レポートと確認書類がそろったら、支部へ連絡

80点以上で達成



6

東京土建国保 (国民健康保険組合東京協議会) による認定

銀の認定証
ロゴマーク



銀の認定後は国による認定をうけよう!
経済産業省
健康経営優良法人
(中小規模法人)

〈参考〉前年度申請期間 8月30日~11月1日

※新型コロナウイルス感染症の影響で変更になる場合があります

※応募用紙・チェックシート等は国保組合ホームページからダウンロードできます

東京土建国保 健康企業宣言 検索



銀の認定をうけたらステップアップ!

STEP② (金の認定)

STEP2では、職場の健康経営・健康づくりをさらに進め、安全衛生にも取り組みます。取り組み内容をクリアすると、健康企業宣言東京推進協議会より健康優良企業として「**金の認定証**」と「**ロゴマーク**」が付与されます。

既存の枠組みを超えた連携で健康づくりの取り組みをサポート

健康企業宣言 東京推進協議会

健康企業宣言東京推進協議会とは

東京都内の中小企業による健康経営、健康づくりの取り組みを支援・普及・促進することを目的とした、協会けんぽ東京支部や国保組合東京協議会、東京都などの自治体、東京都商工会連合会などの経済団体等の関係団体による協議会です。

健診実施は事業者の義務

事業者は労働者に対して健診の実施を義務づけられています(労働安全衛生法第66条)。

メタボリックシンドローム対策として、国によって医療保険者に実施が義務付けられている特定健診においては、労働安全衛生法(以下:「安衛法」)の定期健診内容が全て含まれていませんが、東京土建健診は安衛法にも対応した健診内容となっています。また、東京土建国保に加入する従業員は、保険証に付いている健診受診券をお使いいただくことで、健診費用が事業者負担なく受けられます。

東京土建国保に加入する従業員の健診費用を負担している事業者の方は、コストダウンが可能です。所属の支部または東京土建国保・健康増進課(☎03-5348-2982)にご連絡いただければ、近隣の健診機関をご案内します。

健診と特定保健指導

(1) 東京土建健診

東京土建健診は

- ①各支部で設定した場所で日曜日に受けられる「支部集団健診」
 - ②個別に健診機関に連絡して日時を設定して申し込む「個別健診」の2通りの受け方があります。
- がん検査のオプションなどもありますので、「土建国保ガイド」をご確認いただき、ぜひ従業員のみなさまに健診を受けていただきますよう、周知をお願い致します。

※東京土建国保に加入する家族(19歳以上)の方も同じ

(2) 特定保健指導

健診の結果、生活習慣病になる可能性が高い方に対して、保健師・管理栄養士などの専門職が生活習慣を見直すためのサポートを行います。

従業員の方が生活習慣病にかかってしまった場合、業務に多大な影響を及ぼすことも考えられます。対象の方には、東京土建国保から従業員の方に通知をしています。こちらも健診同様に自己負担はありませんので、対象となった従業員の方から相談を受けた際には、積極的に利用するよう周知をお願い致します。

